釧路南ロータリークラブ会報

第 30 回　例 会 報 告　2013.2.22　通算 1478 回

・点　　鐘　　森江会長欠席の為、
代行佐藤玄史会長エレクト

・ロータリーソング

「手に手つないで」

ソングリーダー　長井　一広幹事

・お客様と来訪ロータリアンの紹介

財務省北海道財務局釧路財務事務所
理財課長　上野浩二様

・入 会 記 念 祝

工藤　ゆかり会員　　H8. 2. 23（17 年目）

・会　長　挨　拶　　**代行佐藤玄史会長エレクト**

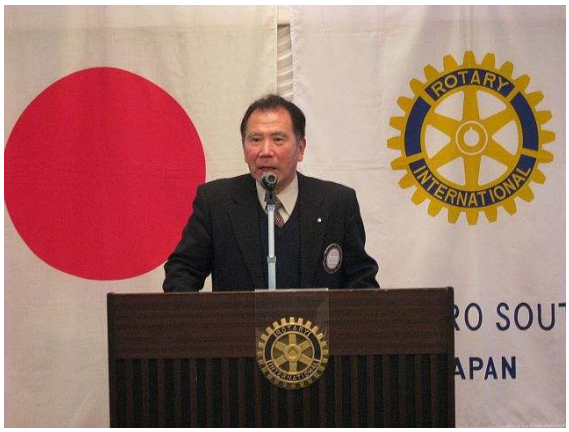

本日の例会に森江会長が出席出来ないという事で、代行で挨拶を致します。

先週の例会で福井さんからプログラムの中、3月16日開催のＩＭに付いて、準備経過と今後の段取・確認に付いて詳しく説明がありました。

昨年10月26日の例会で森江会長より、安藤整治ＩＭ実行委員長快諾の報告から早くも1ヶ月を切りました、釧路南ＲＣ全会員の団結力で無事成功させたいと思います。

ＩＭが終わりますと現年度の役員は6月まで大きな行事は無く、次年度への引き継ぎへと行事・日程が組まれています。

次年度、釧路ベイクラブ・葭本ガバナーエレクトのもと、4月20日(土)21日(日)の地区協議会も10月11日～13日の地区大会も釧路開催という事で決まっており、普段旭川・帯広・北見など地方大会に出られない会員もぜひ地元開催大会には参加して貰い、ロータリー活動を知る機会にして貰いたいと思います。

・幹　事　報　告

* 中標津 RC より、2 月のプログラムと 11 月・12 月の会報を拝受しております。
* 当クラブの創立 30 周年記念誌ができました。

・委員会報告

親睦委員会　　上川原新睦委員長

・本日のニコニコ献金

工藤　ゆかり会員　　入会記念祝として

・3 月 29 日の家族同伴スポーツ例会へ多くの参加をお願いします。

出席委員会　　清水出席プログラム委員長

会員 24 名　11 名出席　出席率 45.8%

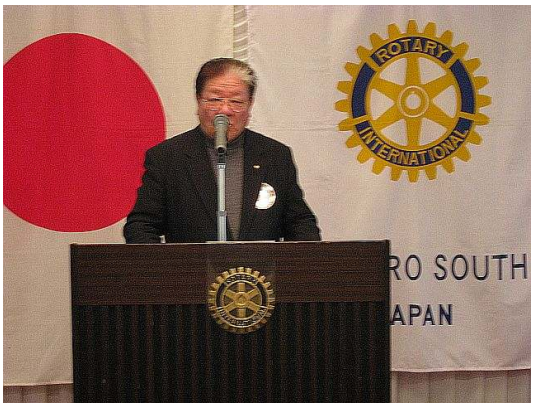

・本日のプログラム

「 ゲスト講話 」

担当　職業奉仕委員会

木内治彦委員長より本日講話いただく上野浩二様のプロフィールのご紹介です。

上野浩二様

生年月日　昭和40年5月19日（47歳）

出身地　北海道留萌

（略歴）

63年	4月	北海道財務局　総務部総務課採用
・		
・		
・		
・		
13年	7月	北海道財務局　理財部検査総括課
		金融証券検査官
14年	7月	〃　理財部金融証券検査官
17年	7月	〃　総務部総務第一係長
20年	7月	〃　総務部経済調査課
		企画調査専門官
22年	7月	〃　理財部特別主計実地監査
		官上席主計実地監査官
24年	7月	〃　路財務事務所理財課長

（現在に至る）

◆釧路財務事務所理財課長　　上野浩二様

講演会資料

1、中小企業金融円滑化法期限到来後の方策

2、中小企業金融円滑化の期限到来後を見据えた中小企業の経営改善支援の強化について

平成２５年２月２２日

北海道財務局　釧路財務事務所

詳しくはホームページでどうぞ。

http://www.fsa.go.jp/policy/chusho/enkatu/danwa121101.pdf

お問い合わせ先

■ 各財務局・財務事務所の相談窓口

（受付時間：平日 午前9時～午後4時）

[illegible]

■ 中小企業再生支援協議会の連絡先

[illegible]

■ 企業再生支援機構の連絡先

[illegible]

■ 金融庁の相談窓口（受付時間：平日 午前10時～午後5時）

・金融庁においても、従来より、以下の相談窓口を設置しております。

◎ 金融円滑化ホットライン　0570-067788 / 03-5251-7758

◎ 金融サービス利用者相談室　0570-016811 / 03-5251-6811

※ ご質問・ご相談等への回答は全て電話でいたします。メールや文書での回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

中小企業金融円滑化法について

【平成 21 年度 12 月 3 日公布・4 日施行、

平成 23 年 3 月 31 日までの時限法】

金融機関の努力義務

・金融機関（注）は、中小企業又は住宅ローンの借り手から申し込みがあった場合には、貸し付け条件の変更などを行うよう務める。

（注）銀行・信金・信組・労金・農協・漁業及びその連合会、農林中金

金融機関自らの取り組み

・　金融機関の責務を遂行するための体制整備。

・　実施状況と体制整備状況などの開示。

行政上の対応

・　実施状況の当局への報告

・　当局は、報告を取りまとめて公表。

中小企業金融円滑化法の一部改正法

【平成 23 年 3 月 31 日公布・施行】

・中小企業金融円滑化法の期限を、平成 24 年 3 月 31 日まで 1 年延長

中小企業金融円滑化法の一部改正法

【平成 24 年 3 月 31 日公布・施行】

・中小企業金融円滑化法の期限を、平成 25 年 3 月 31 日まで 1 年延長　【最終延長】

北海道財務局は財政・金融・国有財産に関する施策を行っています。

【組織図】

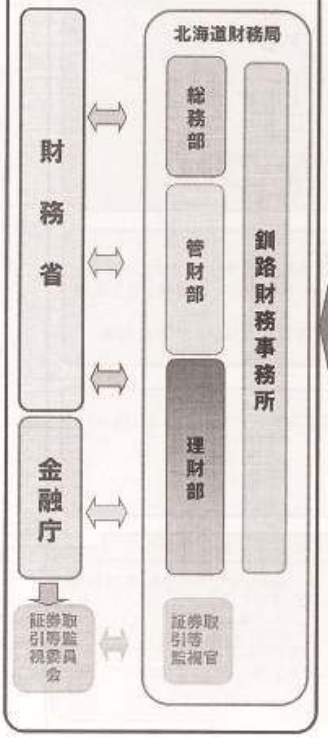

【当局と釧路町・地域との関わり】

財政 ～ 豊かで住みよい社会を作るために

- ●財政融資貸付状況(24/3末) 69億円
  〈最近の主な貸付〉 (貸付額)
  ・防災行政無線改修及び防火水槽設置 37.3百万円
  ・森林管理道昆布盛線開設事業(負担金) 11.8百万円
- ●災害復旧(国庫補助対象)事業費
  22年度 一 箇所 一 百万円
  23年度 1 箇所(昆布森漁協) 10百万円
- ●補償金免除繰上償還額(補償金免除額)
  652百万円 (156百万円)
- ●財政状況のヒアリング実施(24/3末現在)
  ～19年度に財務状況ヒアリングを実施

金融 ～ 健全な取引と利用者保護のために

- ●銀行・信用金庫・信用組合・証券会社・貸金業者等の検査・監督、金融商品取引等の監視
- ●中小企業金融の円滑化に向けた対応
  ～地公体、経済団体との連携、意見交換
- ●多重債務者問題の解決に向けた取組

国有財産 ～ 国の財産の有効な活用のために

- ●町内に所在する主な国有財産
  ・釧路町運動公園 50,260.01㎡(無償貸付)
- ●国有資産等所在市町村交付金(24/6)
  8.4千円

広報・経済調査 ～ 地域からの意見、要望、経済動向を国の施策に生かすために

- ●ホームページから、財務行政(国の予算、税制及び施策等)へのご意見、要望の受付、各種情報窓口の設置(予算執行ご意見箱、金融円滑化情報、金融商品取引に係る情報)
- ●財務行政懇話会など各種講演会の開催 (開催実績:平成23年3月23日)
- ●全国財務局長会議(年4回)開催時、地域の経済動向を把握、「管内経済情勢報告」として公表
- ●財政、金融、経済情勢、国有財産などについての講師として職員を派遣 (費用は無料)
  【申込先】 総務課 (℡ 0154-32-0701)

北海道財務局は財政・金融・国有財産に関する施策を行っています。

【組織図】

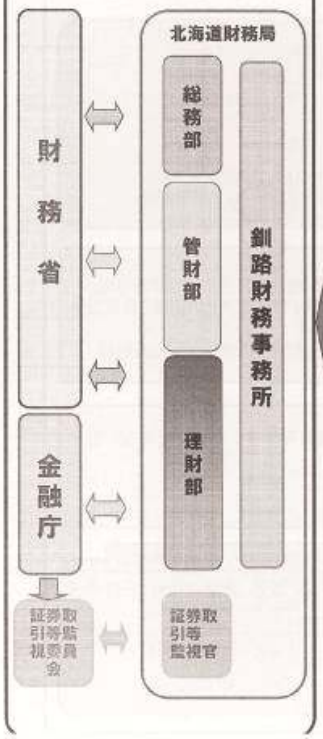

【当局と釧路市・地域との関わり】

財政 ～ 豊かで住みよい社会を作るために

- ●財政融資貸付状況(24/3末) 771億円
  〈最近の主な貸付〉 (貸付額)
  ・市立釧路病院医療機器整備事業 273.6百万円
  ・一般公共・港湾(直轄事業負担金) 205.2百万円
  ・過疎対策事業(簡易水道整備ほか) 129.3百万円
- ●災害復旧(国庫補助対象)事業費
  22年度 一 箇所 一 百万円
  23年度 1 箇所 839千円
  〈釧路川リバーサイド右岸緑地〉
- ●補償金免除繰上償還額(補償金免除額)
  16,680百万円 (3,801百万円)
- ●財政状況のヒアリング実施(24/3末現在)
  ～21年度に財務状況把握ヒアリングを実施

金融 ～ 健全な取引と利用者保護のために

- ●銀行・信用金庫・信用組合・証券会社・貸金業者等の検査・監督、金融商品取引等の監視
- ●中小企業金融の円滑化に向けた対応
  ～地公体、経済団体との連携、意見交換
- ●多重債務者問題の解決に向けた取組

国有財産 ～ 国の財産の有効な活用のために

- ●市内に所在する主な国有財産
  ・釧路大規模運動公園 277,569.06㎡(無償貸付)
  ・栄町平和公園 4,354.62㎡(〃)
  ・下水道ポンプ場及び圧送管 3,559.60㎡(〃)
  ・道路維持事業所敷地 1,576.30㎡(時価貸付)
- ●国有資産等所在市町村交付金(24/6)
  14,504.0千円

広報・経済調査 ～ 地域からの意見、要望、経済動向を国の施策に生かすために

- ●ホームページから、財務行政(国の予算、税制及び施策等)へのご意見、要望の受付、各種情報窓口の設置(予算執行ご意見箱、金融円滑化情報、金融商品取引に係る情報)
- ●財務行政懇話会など各種講演会の開催 (開催実績:阿寒町/平成19年6月15日、音別町/平成20年11月6日)
- ●全国財務局長会議(年4回)開催時、地域の経済動向を把握、「管内経済情勢報告」として公表
- ●財政、金融、経済情勢、国有財産などについての講師として職員を派遣 (費用は無料)
  【申込先】 総務課 (℡ 0154-32-0701)

金融庁　財務局　～中小企業等金融円滑化相談窓口のご案内～

ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ！

① 中小企業金融円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応について、ご質問・ご相談はございませんか。

② 借入れや返済について、取引金融機関との間でお困りのことはございませんか。

③ 経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の活用について、ご相談はございませんか。

☆さまざまなご質問やご相談にお答えいたします。
助言等も積極的に行います(※)。
☆ご相談内容に応じて専門の機関(※※)をご紹介いたします。
どうぞご遠慮なく、ご相談ください。

（※）　ご同意いただければ、金融機関への事実確認等を行います。

（※※）地方公共団体、経済産業局、信用保証協会、政府系金融機関、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、中小企業再生支援協議会、企業再生支援機構 等

⇒ 具体的なお問い合わせ先については、裏面をご覧下さい。

中小企業金融円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針

○ 金融機関が、**貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるべき**ということは、円滑化法の期限到来後においても**何ら変わりません。**

⇒ **検査・監督を通じて金融機関に対し、**関係金融機関と十分連携を図りながら、**貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるよう促します。**

○ 金融機関に対して、借り手の経営課題に応じた**最適な解決策を、借り手の立場に立って提案し、十分な時間をかけて実行支援**するよう促します。

※ 詳しくは、下記ウェブサイトもご覧ください。
http://www.fsa.go.jp/policy/chusho/enkatu/danwa121101.pdf

金融庁

中小企業金融円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針

中小企業金融円滑化法（以下「円滑化法」）が本年３月末に期限を迎えるにあたり、借り手の方々や金融機関から円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁の対応について様々なお問合せが寄せられています。

こうしたお問合せに広くお答えするため、円滑化法の期限到来後における金融庁の検査・監督の方針を、以下のとおりお示しします。

（金融機関の役割）

・金融機関が、**貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるべき**ということは、円滑化法の期限到来後においても**何ら変わりません。**

（検査・監督の対応）

・**金融検査・監督の目線やスタンスは、**円滑化法の期限到来後も、**これまでと何ら変わりません。**

⇒ **検査・監督を通じて金融機関に対し、**関係金融機関と十分連携を図りながら、**貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるよう促します。**

・円滑化法の期限到来後も**不良債権の定義は変わりません。**
（貸付条件の変更等を行っても不良債権とならないための要件は**恒久措置**です）

・個々の借り手の経営改善にどのように取り組んでいるのか、検査・監督において、従来以上に光を当てます。

（借り手の課題解決）

・借り手が抱える経営課題の解決には相応の時間がかかるものです。

⇒ 本年３月末までに、何らかの最終的な解決を求めるというものではありません。

・金融機関に対して、借り手の経営課題に応じた**最適な解決策を、借り手の立場に立って提案し、十分な時間をかけて実行支援**するよう促します。

（営業現場への周知徹底）

・金融機関に対して、円滑化法の期限到来後も、**顧客への対応方針が変わらないことを借り手に説明**するよう促します。

・金融機関に対して、こうした検査・監督の方針を、営業の第一線まで、周知徹底し、実践するよう促します。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

・次回のプログラム

３月１日（金）

「 家族同伴雛祭り例会 」夜間移動例会

会場　八千代寿司(末広)

担当：新睦活動委員会

・点　　鐘　代行　佐藤玄史会長エレクト

今週の会報担当：佐藤了会員